

社会福祉法人暁ほほえみ福祉会 保育士就学資金貸付事業募集要項

1 目的

この制度は、指定保育士養成校に入学し、将来益田市内及び社会福祉法人暁ほほえみ福祉会（以下「当法人」という）の保育所等で保育士業務に従事しようとする方に対し、就学資金を貸し付け、就学を容易にすることにより、保育士の養成と確保に資することを目的としています。

2 応募資格

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に入学される方で、次のいずれの要件も満たしている方です。

- (1) 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から学費の支弁が厳しい学生。
- (2) 養成施設を卒業後に保育士となり、益田市において保育の業務に従事しようとする方。

3 募集人数

1名

4 貸付条件

(1) 貸付期間

貸付期間は2年間を限度とします。ただし、就学期間が2年間を超える養成施設に入学する場合であっても、貸付額の範囲であれば、就学期間を貸し付け期間とすることができます。

(2) 貸付限度額

2,500,000円

(3) 対象経費

入学金、学費、実習費等、就学に関する経費

(4) 貸付利子

■無利子

■返済期間を過ぎても返済が済んでいない場合は、その残額に対して年5.0%の延滞利子がかかります。

(5) 連帯保証人

■就学資金の貸付を受けようとする方は、連帯保証人を1名立てなければなりません。

■就学資金の貸付を受けようとする方が未成年の場合は、連帯保証人は父母等の法

定代理人でなければなりません。

5 借入申込方法

就学資金の貸付を希望する方は次の必要書類を10月31日までに「11 書類の提出先及びお問合せ先」まで提出してください。

- ・保育士就学資金借入申込書
- ・住民票の写し（世帯全員分）
- ・学業成績優秀を証明する書類（高校の調査書・内申書）
- ・世帯内の成人の全員分及び未成年者のうち収入がある方の所得証明書
- ・就学意欲・就労意思等確認書

6 貸付内定・決定及び資金交付

選考会の後、当法人理事会での意見を受けて貸付内定を決定することとし、貸付が内定した方、不承認になった方のいずれにも通知します。このとき、内定者、次席内定者2名程度までを選定します。貸付が内定した方は、養成施設への入学試験合格後に、合格証明書の写し及び「3 対象経費」にかかる請求書を当法人にお送りください。合格証明書の送付をもって貸付決定し、対象経費の入金は当法人で行います。入金が終わりましたら直ちにご連絡させていただきます。

内定者が、貸付決定までに貸付の辞退を申し出た場合または養成施設に合格できなかった場合には、次席内定者が繰り上がりで貸付を受けることができます。

7 返還の免除

(1) 就学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、返還額の全額を免除します。

① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、当法人内の施設において引き続き5年間保育等の業務に従事したとき。(ただし、産休や育児休業、私傷病による長期欠勤の期間は業務従事期間には算入しません。)

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務をすることができなくなったとき。

(2) 就学資金の貸付を受けた方が次に該当し、免除の必要があると当法人の理事会・評議員会で認めた場合には、償還額の全部又は一部を免除することができます。

① 死亡し、又は障がいにより貸付を受けた就学資金を返還することができなくなったとき。

8 貸付契約の解除

借受人が次の各号に該当して、資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるにいたったときは、その契約を解除することとします。

(1) 入学試験に合格しなかったとき。

- (2) 養成施設を退学したとき。
- (3) 心身の故障のため就学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他就学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

9 就学資金の返還

就学資金の貸付を受けた方が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）には、貸付を受けた機関の2倍に相当する期間内に就学資金を返還することとなります。

なお、「7 返還免除」又は「10 返還の猶予」に該当する場合は、就学資金の全額または一部の返還が猶予ならびに免除されます。

- (1) 就学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は益田市内の保育所等で児童の保育等に従事しなかったとき。
- (3) 益田市内の保育所等で児童の保育等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

10 その他

就学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、その間の返還を猶予することができます。

- (1) 当法人の施設において、児童の保育等の業務に従事しているとき。
- (2) 貸付契約が解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就学資金を返還することが困難であると認められたとき。

※産前・産後休暇や育児休暇の期間中も返還を猶予することができます。

11 書類の提出先及びお問合せ先

社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会 法人本部

〒698-0041 島根県益田市高津町イ2559番地1

TEL：0856-25-7070 FAX：0856-25-7301

E-Mail：tsumugi@crest.ocn.ne.jp

※対象は益田市内の保育所に将来勤務を考える方

※返済免除は暁ほほえみ福祉会の保育所に5年勤めた方

※暁ほほえみ福祉会以外の益田市内の保育所に勤務する方は卒業後6年間で返済